

申告会場（すこやかセンター・イオンモール成田・成田税務署）で申告

【市県】 すこやかセンター 2階会議室 1

	受付期間	受付・相談時間	
確定申告	3月15日（水）まで （土・日曜日を除く） ※期間中は課税課窓口での 提出・相談はできません。	受付時間	8:30～正午／ 13:00～15:30
		相談時間	9:00～正午／ 13:00～16:00
市民税・県民税		8:30～正午／13:00～17:00	

当日 8:20 時点で抽選制

- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日の 8:20 の時点で複数の来場者がいた場合、「抽選」により、決定します。※抽選前の来場の順番は関係ありません。
- 防犯の面からも、午前 8 時前からの来場は控えていただきますようお願いいたします。相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。
- 抽選後（8:30 以降）に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内の先着順とします。
- 申告相談の受付は、午前 40 人・午後 40 人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。

！ 来庁時のお願い

- 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。
- 書類が整っていないと受付できない場合があります。



次の申告は市の会場で
お受けできません

イオンモール成田で相談して
ください

- 令和 3 年分以前の申告（過年分）
- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人、連帯債務のある人）の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が 500 万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）
- ※上記の場合以外でも、内容によってイオンモール成田を案内することがあります。

【市県】 イオンモール成田 2階イオンホール <成田市ウイング土屋 24>

受付期間	受付・相談時間
3月15日（水）まで （土・日曜日を除く）	9:00～16:00 （提出のみは 17:00 まで）

入場整理券は LINE アプリで事前に入手すると
便利です！

- 入場には「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINE アプリで事前に入手することが可能です。国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。



LINE 公式アカウント

！ 入場時のお願い

- 9:00～10:00 までは、立体駐車場3階の連絡通路を通り、モール2階 C 入口からお入りください。
- 税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご了承ください。



次の手続きはイオン会場
では行っておりません

- 直接税務署へご来署ください。
- 相続税の相談
 - 国税の納付
 - 納税証明書の請求、発行・申告書の閲覧サービス
 - 開示請求

【市県】 成田税務署 <成田市加良部 1-15>

受付期間	受付・相談時間
3/16（木）～ （土・日曜日、祝日を除く） ※作成済みの申告書は 1 階総合窓口 で受付しています。	8:30～17:00

③ 医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付する必要があります。なお、領収書は提出を求められることがありますので 5 年間保管するようにしてください。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）
※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。）

【注意】

平成 30 年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示にすることもできます。

自己負担額が軽減されます

高額医療・高額介護合算療養費の申請を

年単位で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その世帯合計が限度額を超えた場合、申請をすると、その限度額を超えた金額が支給されます。対象者は、忘れずに手続きをしてください。

- 算定期間 令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日
- 通知対象者 支給対象になる人で後期高齢者医療保険または富里市国民健康保険に加入している人には、令和 5 年 3 月から 4 月頃に通知を発送します。通知に基づき、国保年金課の窓口で手続きをしてください。
- 通知されない人
 - 社会保険などに加入中
 - 令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日に他市町村から転入した人や医療保険が変わった人
- ※加入中の医療保険や介護保険の取り扱い窓口にお問い合わせください。
- 注意事項
 - 自己負担額には、食費や居住費、差額ベッド代などは含まれません。
 - 70 歳未満の人の医療費は、1 か月 21,000 円以上の自己負担額を合算の対象にします。
 - 負担限度額を超えた金額が、500 円以下のときには支給されません。
 - 70 歳～74 歳の人と 70 歳未満の人が混在する世帯の自己負担限度額については、お問い合わせください。

郵送提出の場合

封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送してください。
〒286-8501 成田市加良部 1-15 成田税務署宛
※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を必ず記入）を同封してください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険の
所得申告をしましょう

問い合わせ先

- 国民健康保険について
国保年金課国保班 ☎(93) 4083
- 後期高齢者医療保険について
高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

申告の内容は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となり、申告をしないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、市民税・県民税申告をするようにしましょう。

問い合わせ先

- 国保年金課 高齢者医療年金班 ☎(93) 4085
国保班 ☎(93) 4083
- 高齢者福祉課 介護保険班 ☎(93) 4980

自己負担限度額（年額）

■70 歳未満の人がいる世帯

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	限度額
901 万円超	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

- 70～74 歳の人がいる世帯
- 後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯

現役並み 所得者	所得区分（課税所得）		限度額
	Ⅲ（690 万円以上）	Ⅱ（380 万円以上）	
住民税 非課税	Ⅲ（690 万円以上）	Ⅱ（380 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（380 万円以上）	Ⅰ（145 万円以上）	141 万円
	一般		67 万円
	低所得者Ⅱ（※1）		56 万円
	低所得者Ⅰ（※2）		31 万円
			19 万円

- ※1 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰを除く）
- ※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人